

品川区社会貢献製品支援事業助成金交付要綱

制定 平成30年4月10日区長決定 要綱第120号

改正 令和3年7月29日部長決定 要綱第243号

(目的)

第1条 この要綱は、区内中小企業等の優れた自社技術・製品・サービスのうち、社会貢献に寄与するものについて、販路開拓を目的とした事業に係る経費の一部を品川区社会貢献製品支援事業助成金（以下「助成金」という。）として交付することにより、区内中小企業の販路開拓を推進することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、品川区内に1年以上主な事業所を置く中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）その他区長が認める組合または法人とする。ただし、次のいずれかに該当する企業（以下「みなし大企業」という。）および区長が別に定める業種を除く。

- (1) 一つの大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数または出資総額の2分の1以上を単独に所有または出資している企業
- (2) 複数の大企業が発行済み株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している企業
- (3) 役員半数以上を大企業の役員または職員が兼務している企業
- (4) その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

2 法人事業税および法人都民税（個人にあっては特別区民税・都民税または市町村民税）を滞納していないこと。

3 品川区に対する使用料等の債務の支払が滞っていない事業者であること。

(助成金の対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）および経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表に定めるもののうち区長が必要かつ適当と認めるものとする。また、助成金を交付する年度内において支払った経費とする。

2 同一の助成対象事業で、前年度以前に助成金の交付を受けている事業は、助成対象外とする。

3 国、東京都、民間団体等が行う同様の助成に対して、本助成金は重ねて交付できないものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表に定めるとおりとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して区長に申請しなければならない。

- (1) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）その他当該法人が品川区内に主たる事業所を有することを証する書類（個人にあっては、所得税の確定申告書その他当該個人が品川区内に主たる事業所を有することを証する書類）
- (2) 法人事業税および法人都民税の納税証明書（個人にあっては、個人事業税および特別区民税または市町村民税の納税証明書）。ただし、本社が品川区以外の特別区内にあって、法人事業税・法人都民税の納税証明書の住所および所在地が品川区の住所でない場合は、品川区の事業所の所在確認のために都税事務所に提出する「事業所の新設・廃止

申告書」の控え。

(助成金の交付・不交付決定)

第6条 区長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査した上で助成金の交付の可否および額を決定し、助成金交付決定通知書(第2号様式)または助成金不交付決定通知書(第3号様式)により当該申請者に通知する。

2 助成金の額は、審査内容、申請件数等を考慮し、予算の範囲内で決定する。

(助成事業の変更等)

第7条 交付対象者は、助成対象事業の内容および経費の変更または助成対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ中止(変更)承認申請書(第4号様式)を区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請書が提出されたときは、当該申請書の内容について審査し、適当と認める場合には、交付対象者に中止(変更)承認通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(助成事業遅延等の報告)

第8条 交付対象者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに遅延理由について書面を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 交付対象者は、区長の求めがあったときは、助成対象事業の遂行状況について指定する日までに書面により区長に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 交付対象者は、助成事業が完了したとき(助成事業の中止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに領収書の写し等必要書類を添付の上、実績報告書(第6号様式)を区長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第11条 区長は、前条の実績報告書が提出されたときは、速やかに内容を審査し、現地調査等を行い、助成事業等の成果が助成金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書(第7号様式)により当該交付対象者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 区長は、前条の規定により助成金交付確定通知書を受けた者より請求書(第8号様式)の提出を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第13条 区長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

(助成金の返還)

第14条 交付対象者は、前条の規定により助成金の交付決定の全部または一部を取り消された場合において、当該取消に係る部分についてすでに助成金の交付を受けているときは、直ちに助成金を返還しなければならない。

(違約金および延滞金)

第15条 交付対象者は、前条の規定により助成金を返還する場合において、返還すべき助成金の交付を受けた日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、当該助成金の

額（一部を返還した場合のその後の期間においては、既返済額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算して納付しなければならない。

2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。

（検査）

第16条 交付対象者は、区長が助成対象事業の運営および経理等の状況について検査を求めた場合または助成対象事業について報告を求めた場合は、これに応じなければならない。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、運用に必要な事項は、地域振興部長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

助成対象事業	具体的内容	助成対象経費	助成金額
試作開発経費	試作開発経費	試作開発経費 テストマーケティングに係る開発経費	助成対象経費の3分の2 (限度額50万円、千円未満の 端数切捨て)
クラウドファンディング手数料経費	クラウドファンディング手数料経費	クラウドファンディング手数料経費	助成対象経費の3分の2 (限度額20万円とし審査に より決定する。千円未満の端数 切捨て)

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長 へ

所在地
事業者
代表者

品川区社会貢献製品支援事業助成金交付申請書

品川区社会貢献製品支援事業助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

(1) 事業実施計画書 別紙のとおり

(2) 助成事業に要する経費および補助金交付申請額

①助成対象経費 円

②助成金交付申請額 円

担 当
連絡先
電 話
E - mail

第2号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長



品川区社会貢献製品支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 助成金交付決定額

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円

第3号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長



品川区社会貢献製品支援事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金について、下記のとおり不交付とすることを決定したので通知します。

記

1. 理由

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

品川区長 あて

所在地

事業者

代表者

品川区社会貢献製品支援事業中止（変更）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった助成事業を下記のとおり中止（変更）したいので、品川区社会貢献製品支援事業助成金交付要綱第7条の規定に基づき申請します。

記

1. 中止（変更）の理由

第5号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長



品川区社会貢献製品支援事業中止（変更）承認通知書

年 月 日付けで中止（変更）承認申請のあった助成事業について下記のとおり承認します。

記

承認内容

1. 別添「助成事業中止（変更）承認申請書」のとおり
2. 付帯条件

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

品川区長 へ

所在地

事業者

代表者

品川区社会貢献製品支援事業助成金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった助成事業について、品川区社会貢献製品支援事業助成金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 助成対象経費総額

2. 助成金額

3. 助成事業の実績報告 (1) 助成事業実施内容および成果

(注) 助成事業の成果を明らかにするための報告書を添付すること。

(2) 助成事業収支決算書

(注) 領収書等支払金額の確認できる書類を添付してください。

第7号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長



品川区社会貢献製品支援事業助成金交付確定通知書

年 月 日付け第 号で通知した助成決定について、下記のとおり交付金額を確定したので通知します。

記

1. 助成金交付確定額

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円

捨印

第8号様式（第12条関係）

請 求 書

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円
--------	---	---	---	---	---	---	---	---

年 月 日

品川区長 あて

年 月 日付け 第 号で交付確定通知のあった助成金について
品川区社会貢献製品支援事業助成金交付要綱第12条の規定に基づき、上記のとおり請
求します。

所在地

事業者

代表者

代表者
印